

大韓民国における水田管理

作成者：
ユ・ビョンフン
保護地域担当副局長

主催：
ジュンウ・セオ
インターナショナル
国際協力オフィサー

大韓民国環境省

水田管理の法的・制度的基礎

❖ 湿地保全法

第2条(定義)

1. 「湿地」とは、内陸湿地と沿岸湿地を指す。湿地とは、地表が永久的または一時的に淡水、汽水、または塩水で覆われている地域を指す。
2. 内陸湿地とは、湖沼、池、沼沢地、河川、河口域を指す。内陸部および島嶼部に位置する。

❖ 国の湿地分類(2011年)



湿地保全法における水田管理

❖ 国立湿地保護区に指定

- 湿地保全法第8条第1項「環境大臣、海洋水産大臣、各地方公共団体の知事・市長は、以下の基準のいずれかを満たすことを条件として、保全価値のある場所を国の湿地保護地に、その周辺地域を「湿地周辺保護地」に指定することができる。」

❖ 私有地の購入

- 私有地の購入に関する湿地保全法第20条第2項には、「環境大臣または海洋水産大臣は、生態系保全の目的で私有地を購入することができる」とある。

水田管理による PES（生態系サービスへの支払い）契約システム

- ❖ **コンセプト:** 自然資本の維持や環境に優しい農業など、土地の生態系保全・向上に関するPES契約を遵守する土地所有者に対して、国や地方自治体がインセンティブを提供する。
- ❖ **法的根拠:** 生物多様性保全及びワイズユースに関する法律第16条
- ❖ **対象地域:** 28の市と郡の渡り鳥の生息地に近い農地

地方自治体・地域社会間の 生物多様性管理協定スキーム

❖ 契約の種類

- a) 環境にやさしい農業と休耕地の活用
- b) 未収穫米による野生動物への食料供給、休憩場所の提供と管理、稲わら、麦の栽培
- c) 生態学的な池の設置と管理を含む、野生生物のための生息地の提供。

水田湿地管理のための政策の方向性

- ❖ 水田湿地の持続可能な保全のための保護地域の拡大
 - 保護価値の高い水田湿地を特定し、保護地域に指定する。
 - 既存の保護地域を拡大し、近隣の水田をカバーする。
 - 新たなラムサール条約登録地の指定
 - 保護区内の水田を収用し、収用した水田で地元農家による環境保全型農業をさらに推進する。

水田湿地管理の政策の方向性

❖ PES契約のさらなる推進

- 地域住民の生態系保全活動への行政支援を強化することで、地域住民の自発的な生態系保全への参画を促す。
- 補助金の増額: 2022年30% → 2023年50%

水田湿地管理の政策の方向性

❖ 田んぼの生物多様性価値を高める環境保全型農業の普及に向けて

(農業食糧農村省による)

- 環境保全型農業への支払いを拡大することにより、地域経済の安定を確保し、持続可能な農業を促進する(有機認証農地面積:2019年29,711ha → 2020年38,540ha → 2021年40,663ha)
- 環境保全型農業地域の確立(2021年に18地域、2022年に20地域)

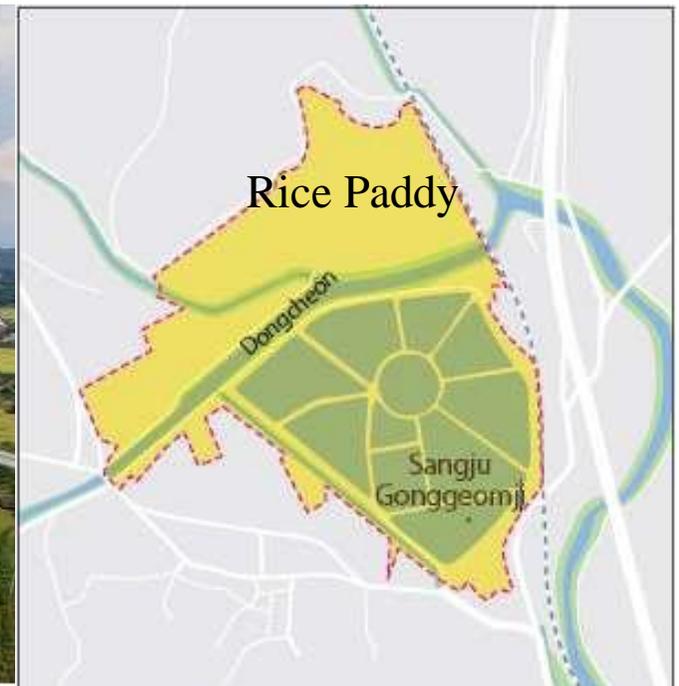
ラムサール条約登録地 江華前浜陵 (#1846)

- ❖ 指定日: 2008年8月23日
- ❖ 行政: 京畿道江華郡
- ❖ 面積: 0.3 ha
- ❖ 意義:
 - a) 絶滅危惧種に指定されているミズスマシ(姫梅花藻)やソウル池のカエル(ペロフィラックス・チョセニクス)などが生息している。
 - b) ラムサール条約登録第1号の一枚田



公儉地国立湿地保護区

- ❖ 指定日：2011年6月29日
- ❖ 行政：慶尚南道尚州市
- ❖ 面積：26.4ヘクタール
- ❖ 意義：水田に対する認識を「生産現場」から生物多様性を維持する「生態系サイト」へと変えた。



東川河口

ラムサール条約湿地・国家湿地保護地域(#2269)

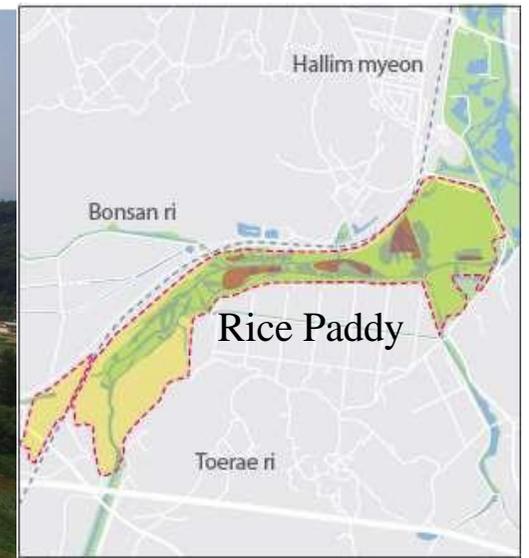
- ❖ 指定日:2016年1月20日 ラムサール条約登録湿地
- ❖ (2015年12月24日 国立湿地保護区として)
- ❖ 行政:全羅南道順天市
- ❖ 面積:565.6ヘクタール(河口と周辺の水田から成る)
- ❖ 意義:タンチョウを含む鳥類の採餌場(モナカヅル)であり、自然の湿地帯のサービスを補完する。



ファポチョン国立湿地保護区

- ❖ 指定日:2017年11月23日(拡大:2022年8月12日)
- ❖ 行政:慶尚南道金海市
- ❖ 面積:129.8ヘクタール
- ❖ 意義:有機農法を採用している水田が周囲にあるため、生物多様性が豊かである。

注:2014年から2016年にかけて、豊岡市から放鳥されたコウノトリ(ciconia boyciana)に「J0051」のラベルが貼られ、この場所を訪れているのが確認された。



高城マドン湖国立湿地保護区

- ❖ 指定日: 2022年2月3日
- ❖ 行政: 慶尚南道高城郡
- ❖ 面積: 107.9ヘクタール
- ❖ 意義:
 - a) 周辺の水田、沿岸湿地、森林との生態学的なつながりが強い。
 - b) 大きな葦の森を持つ豊かな生物多様性



絶滅危惧種の生息域拡大と連動した 水田湿地の造成

- ❖ プロジェクト期間 2015年11月～2016年12月
- ❖ 場所: 慶尚南道昌寧郡牛浦湿地(国家湿地保護地)内の農地
- ❖ 目的: 私有地の収用により、トキの餌場を提供する。
- ❖ 面積 18.5ヘクタール





荒れ果てた農地が水田に生まれ変わり、トキの餌場となる

